	自主救急応援市町村	その他の市町村
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百二十六条の規定により国の補助金を受けて施行するたん水防除又は農地防災排水に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金（当該年度の基準財政需要額の算定の基礎となつたものを除く。）の額に、平成十三年度以前に発行について許可を得たものにあつては〇・五七を、平成十四年度以降に発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・三をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。	〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一、五〇〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては一、一三〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては九〇〇、〇〇〇円	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては、九、〇一〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては六、〇一〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては四、五一〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては三、六〇〇、〇〇〇円

三　たん水防除事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

四　閉山炭鉱水道施設又は特別鉱害水道施設に係る地方債の当該年度における元利償還金の額（当該地方債が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第六条に規定する地方債で総務大臣の指定するもの（地域財政特例対策債及び臨時財政特例債を除く。以下「辺地債」という。）である場合にあつては、当該元利償還金の額に〇・二を、過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎地域自立促進特別措置法第十二条第三項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）、旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）又は旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十一条第二項の規定により総務大臣が指定したものである場合にあつては、当該元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。）とする。

	自主救急応援市町村	その他の市町村
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百二十六条の規定により国の補助金を受けて施行するたん水防除又は農地防災排水に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金（当該年度の基準財政需要額の算定の基礎となつたものを除く。）の額に、平成十三年度以前に発行について許可を得たものにあつては〇・五七を、平成十四年度以降に発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・三をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。	〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一、五五〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては一、一七〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては九三〇、〇〇〇円	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては、九、三一〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては六、二一〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては四、六六〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては三、七二〇、〇〇〇円

三　たん水防除事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

四　閉山炭鉱水道施設又は特別鉱害水道施設に係る地方債の当該年度における元利償還金の額（当該地方債が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第六条に規定する地方債で総務大臣の指定するもの（地域財政特例対策債及び臨時財政特例債を除く。以下「辺地債」という。）である場合にあつては、当該元利償還金の額に〇・二を、過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎地域自立促進特別措置法第十二条第三項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）、旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）又は旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十一条第二項の規定により総務大臣が指定したものである場合にあつては、当該元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。）とする。